

通報相談処理規程
(230218 改訂)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「当協会」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行にむけ、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスポーツの真の健全な発展を図ることを目的とする。

第2条 不当行為等の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。

第3条 通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面会とする。

2. 当協会は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。
3. 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容となる事実を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。
4. 通報相談窓口に対する通報等は、匿名であっても応じる。但し、この場合であっても、必要に応じて通報相談窓口の利用者に対し、通報相談窓口からの連絡手段の確保に協力することを求めるものとする。
5. 通報相談窓口は、前項但し書による利用者の連絡先が確保出来ないことによって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることに著しい支障を来す場合にはその責務を免除されるものとする。

第4条 通報相談窓口の利用者は、当協会の選手及びスタッフ、それらの親権者や代理人等これに準ずる者、当協会の加盟団体、同団体の会員、当協会の会員及び職員とする。

第5条 通報相談窓口で対応する事項は、当協会（当協会役職員並びに当協会の事業に従事するその他の者を含む。）及び当協会加盟団体（当協会加盟団体役職員並びに当協会加盟団体の事業に従事するその他の者を含む。）についての法令違反、またはそれに準じる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

2. 前項による反社会的行為には、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメントをも含む。
3. 通報相談窓口は、通報相談窓口の利用者に対し、通報対象事実があると信じるに足りる

相当な根拠を示すよう求めることができる。

第6条 通報等された事項に関する事実関係の調査は、原則として倫理委員会が行う。ただし、**通報相談窓口利用要領6.2**により当事者の所属加盟団体の理事会に調査、和解協議などの処理が委託された場合は当該加盟団体が調査を実施する。

第7条 調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、当協会専務理事あるいは当事者の所属加盟団体の理事会は速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じなければならない。

第8条 当協会は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに通報相談窓口利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知しなければならない。

第9条 当協会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

2. 当協会は、通報相談窓口利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として不利益に取扱われないように適切な措置を執り、または加盟団体にこれを執らせなければならない。
3. 当協会は、通報相談窓口利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なったものが居た場合は、倫理規定及び加盟団体守則に従って相当な処分を科すことが出来る。

第10条 当協会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口に寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。但し、本規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

2. 当協会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、倫理規定に従って相当な処分を科すことが出来る。

第11条 本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附則 本規程は、平成25年5月18日から施行する。

本規程は、2020年2月22日に改訂し同日施行する。

本規程は、2023年2月18日に改訂し同日施行する。(6条の関連規程の変更 倫理規定→通報相談窓口利用要領)